

4 検疫条件の設定等による農林水産物・食品の輸出環境の整備について

国においては、農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標を掲げ、改正輸出促進法の施行を契機にオールジャパンで輸出に取り組む体制を強化し、推進しているところであるが、検疫条件が未設定であることや原発事故に伴う規制などが日本産食品の輸出の障壁となっている国・地域がある。

特に、近年、経済成長の著しいベトナム社会主義共和国は、日本での就労者や留学生の数が他の国・地域と比較して多く、その親和性の高さから日本産食品の購買が期待できる有望な市場であるが、日本から他の国・地域への輸出額の伸びが著しいいちご、ぶどう、もも及びメロンについては、同国において検疫条件が未設定であるため輸出ができない状況である。

については、諸外国・地域における検疫条件の設定や輸入規制の解除等、日本産食品の輸出環境を改善することで輸出を拡大し、ひいては、地域経済を更に発展させるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 ベトナム社会主義共和国に対する日本産いちご、ぶどう、もも及びメロンの輸出を可能にするため、植物防疫条件の早期設定に向けて、積極的に協議を進めること。

併せて、ベトナム社会主義共和国以外の国・地域に対しても輸出拡大に向けて検疫協議を早期に行うこと。

- 2 日本では厳格な検査に基づき放射性物質に関する食品の安全性を確保しているにもかかわらず、現在も輸入停止措置を維持する国・地域や、輸入が認められていても厳しい条件が課されている国・地域があ

ることから、あらゆる機会をとらえて安全性に係る科学的な根拠を提示するなど、規制が早期に解除されるよう働きかけを行うこと。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評を完全に払拭するため、現地の実需者やバイヤー、消費者に対する正確かつ効果的な情報発信や安全性の普及啓発を強化すること。
- 4 地方公共団体や事業者等による販路回復・拡大や販売促進に向けた各種取組に対して、十分な財源を確保するなど支援の充実を図ること。